



4 死亡届

がいこくじん にほん しぼう ばあい にほんじん おな てつづき ひつよう
外国人でも日本で死亡した場合は、日本人と同じ手続が必要です。

がいこくじん にほん しぼう こせきほう ぞくち てきこうりょく にほんこくない がいこくじん てきよう
外国人が日本で死亡したときも、戸籍法は属地的効力として日本国内の外国人にも適用されますので、
どうほう もと し くちょうそん やくしょ しぼうとどけ だ
同法に基づき市区町村の役所に死亡届を出します。

な ひと ざいりゆう とくべつえいじゆうしやしよめいしよ にゆうこくかん りきよく へんのう じゅうみんどうろく
亡くなった人の在留カードや特別永住者証明書は、入国管理局に返納します(住民登録がある
し くちょうそん やくしょ あずか へんのう ばあい な ひと こくせきこく てつづき
市区町村の役所が預って返納してくれる場合もあります)。また、亡くなった人の国籍国にも手続をしまし
くに てつづきほうほう こと ざいにちたいし かん りようじ かん かくにん
ょう。国によって手続方法が異なりますから、在日大使館や領事館などに確認をしましょう。

にほんじん おっと つま ひと ざいりゆうしかく にほんじん はいぐうしやとう ひと ざいりゆうき かん こう
なお、日本人の夫または妻をなくした人で、在留資格が「日本人の配偶者等」の人は、在留期間も更
しん にほん す つづ にゆうこくかん りきよく そうだん
新はできませんので、日本に住み続けたいときは入国管理局に相談しましょう。

ひつよう しょうい 必要な書類	ていしゆつさき 提出先	いつからいつ まで	てすうりよう 手数料
<p>しぼうとどけでしよ 1 死亡届出書 し くちょうそん やくしょ びょういん 市区町村の役所、または病院にあります</p> <p>しぼうしんだんしよ 2 死亡診断書 しぼう しぼうとどけでしよ しぼうしんだんしよらん いし しょう 死亡したとき、死亡届出書の死亡診断書欄に医師の証 めい う 明を受けたもの</p> <p>とどけでにん いんかん 3 届出人の印鑑 いんかん ひと 印鑑のない人はサインでもよい</p>	<p>とどけでにん す 届出人の住んでいる ところ、もしくは死亡地 の市区町村の役所</p>	<p>しぼう じじつ 死亡の事実を し ひ 知った日から7 にちい 日以内</p>	<p>むりよう 無料</p>
<p>な ひと ざいりゆう とくべつえいじゆうしや 1 亡くなった人の在留カードまたは特別永住者 しょうめいしよ 証明書 しぼうとどけじゆりしょうめいしよ 2 死亡届受理証明書</p>	<p>もより ちほうにゆうこく 最寄の地方入国 かんりきよく ゆうそう 管理局、もしくは郵送 へんのう ざいりゆう 返納(在留カードの へんのう めいじ 返納と明示のうえ): 〒135-0064 とうきょうとうこうとうくあおみ 東京都江東区青海2- とうきょうこうわん 7-11 東京港湾 ごうどうちようしや かい 合同庁舎9階</p>	<p>しぼう ひ 死亡の日 しぼうご (死亡後に ざいりゆう 在留カード とう はっけん 等を発見した ひ にち 日)から14日 い 以内</p>	<p>むりよう 無料</p>



ひつよう しよるい 必要な書類	ていしゅつさき 提出先	いつからいつ まで	てすりよう 手数料
	とうきょうにゆうこくかんりきょく 東京入国管理局お ぶんしつ だいはぶんしつ しほうひとじゅうみん ※死亡した人の住民 とうろくし 登録がある市区 ちようそんやくしよあずか 町村の役所が預 へんのうばあい って返納できる場合 もあります		



みほん
見本

死亡届

平成 年 月 日届出

長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日					
送付 平成 年 月 日 第 号	長印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	印 票	住民票	通知

(1) (よみかた)	氏 名		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
(2) 氏 名	氏 名		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
(3) 生 年 月 日	明治 昭和 大正 平成 年 月 日	(生まれたから30日以内に死亡したときは生まれた時期を書いてください)	<input type="checkbox"/> 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 午後 時 分
(4) 死亡したとき	平成 年 月 日		<input type="checkbox"/> 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 午後 時 分
(5) 死亡したところ		番地 番 号	
(6) 住 所 (住民登録をしているところ)		番地 番 号	
(7) 本 籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	世帯主の氏名	番地 番 号	
(8) 死亡した人の夫 または 妻	<input type="checkbox"/> いる (満 歳) <input type="checkbox"/> いない (<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別)		
(9) 死亡したときの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯		
(10) 死亡した人の職業・産業	(国勢調査の年一平成 年一の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 職業 産業		
(11) その他			
届 出 人	<input type="checkbox"/> 1. 同居の親族 <input type="checkbox"/> 2. 同居していない親族 <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 家主 <input type="checkbox"/> 5. 地主 <input type="checkbox"/> 6. 家屋管理人 <input type="checkbox"/> 7. 土地管理人 <input type="checkbox"/> 8. 公設所の長		
	住所	番地 番 号	
	本籍	番地 番 号	筆頭者の氏名
	署名	印	年 月 日生
事件簿番号			
連絡先	電話	昼間連絡が取れるところ 自宅・勤務先・携帯	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

死亡したことを知った日からかぞえて7日以内に出してください。

届書は、1通でさしつかえありません。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

内縁のものはふくまれません。

には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。

死亡者について書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎届出人の印をご持参ください。

字は略さず丁寧に書いてください。





た とどけで
D その他の届出

た とどけで
D その他の届出 のトップへ

みほん
見本

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の原因死届作成の資料としても用いられます。正しい書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

氏名	1 男	2 女	生年月日	明治 昭和 年 月 日 大正 平成	午前・午後 時 分
	<small>（生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください。）</small>				
死亡したとき	平成 年 月 日 午前・午後 時 分				
(12) 死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別 1 病院 2 診療所 3 介護老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他				
(13)	死亡したところ 番地 号				
死亡の原因	I		原因（原因）又は受傷から死亡までの期間		
	(ア) 直接死因				
	(イ) (ア)の原因				
	(ウ) (イ)の原因		<small>◆年・月・日等の単位で書いてください。ただし、日未満の場合は、時・分等の単位で書いてください。（例）1年3か月、5時間30分</small>		
(14)	II				
	(エ) (ウ)の原因				
手続	1 無 2 有		手続年月日 平成 年 月 日		
	1 無 2 有		土曜祭日		
(15) 死因の種類	1 病死及び自然死 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火傷による傷害 6 窒息 7 中毒 8 その他 9 その他及び不詳の外因死 10 自殺 11 その他及び不詳の外因死 12 不詳の死				
(16) 外因死の追加事項	傷害が発生したとき		平成、昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	傷害が発生したところ	都道府県 市区町村
	傷害が発生したところの種別		1 住居 2 工場及び建築現場 3 道路 4 その他		
(17) 産死した場合の追加事項	出生時体重 グラム		単胎・多胎の別 1 単胎 2 多胎（子中第 子）	妊娠週数 満 週	
	妊娠・分娩時における母体の病状又は異状		母の生年月日 昭和 平成 年 月 日	前同までの妊娠の結果 出生児 人 死産児 人（妊娠週22週以後に限る）	
(18)	その他特に付言すべきことがら				
(19)	上記のとおり診断（検査）する		診断（検査）年月日 平成 年 月 日	本診断書（検査書）発行年月日 平成 年 月 日	
	病院、診療所若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所 (氏名) 医師		番地 号 印		

生年月日が不詳の場合は、指定年齢をカッコを付して書いてください。

夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

「老人ホーム」は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

傷病名等は、日本語で書いてください。
 [腫]では、各傷病について発病の方(例：急性)、病因(例：細菌性)、部位(例：胃腸門部がん)、性状(例：病理組織型)等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠週満期」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠週満期前」と書いてください。

産後42日未満の死亡の場合は「産後週何週何日」と書いてください。

I欄及びII欄に関係した手続について、書式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝言等による情報についてもカッコを付して書いてください。

[2交通事故]は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。
 [5煙、火災及び火傷による傷害]は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

[1住居]とは、住宅、庭等を行い、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

傷害がどのような状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により算定し、できるだけ正確に書いてください。
 母子健康手帳等を参考に書いてください。